

臨床検査業務委託契約書

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が発注する臨床検査について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、乙に検体の検査（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（業務報告）

第2条 乙は、甲に前条の委託業務の結果を速やかに報告しなければならない。

2 乙は、検査結果に疑義のある場合は、甲に報告しその指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（検査料金）

第4条 甲が乙に支払う委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、別紙検査料金表（以下「料金表」という。）に記載した検査項目ごとの検査単価に基づくものとする。

2 料金表に明記のない検査が生じた場合、診療報酬で単価の定めのある検査については、料金表のうち診療報酬単価の定めのある検査料金の総額を診療報酬単価の総額で除した値（対診療報酬単価比率、小数点第4位を四捨五入する。）を当該検査の診療報酬単価に乗じた価格（1円未満切り捨て）をもって検査単価とする。

3 料金表に明記のない検査であって、診療報酬単価の定めのない検査を行う場合は、別途見積合わせを行って検査単価を決定する。

（委託料の支払）

第5条 甲は、乙からの請求に基づき、前条に規定する検査単価に検査の実績数を乗じた額に消費税及び地方消費税の額（1円未満切り捨て）を加えた金額を委託料として支払うものとする。

2 乙は、月末締め検査実績を当院の定める検査コード別に集計した月次報告及び請求書を、検査を実施した翌月に速やかに甲に提出するものとする。

3 甲は、乙からの適正な請求書を受領してから30日以内に委託料を支払うものとする。

（再委託）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（守秘義務）

第7条 乙は、職務上知り得た全ての事実及び患者に関する情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に関わらず、前条に基づいて委託業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、必要な範囲で事実を公開できるものとするとともに、事実の公開を受けた第三者は、本条に基づく守秘義務を継承するものとする。

3 本条に基づく守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に関し必要な措置を講ずるほか、別途取り交わす個人情報保護に関する覚書を遵守しなければならない。

(解除等)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第10条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある関係者(暴力団等)から不当な介入(不当な要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第11条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町 654
茨城県立こころの医療センター
病院長

乙